

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

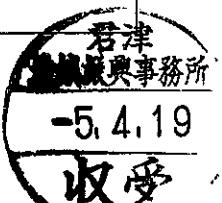
令和5年4月19日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

提出者 T293-0011
住 所 千葉県富津市新富87-2
氏 名 リ・パレット株式会社
代表取締役 高橋 由太
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0439-80-1555

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	リ・パレット株式会社
事業場の所在地	千葉県富津市新富87-2
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	(大分類 サービス業(他に分類されないもの)、 中分類 廃棄物処理業)
②事業の規模	前年度売上高 12億円
③従業員数	48名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1、2のとおり



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙3のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥
	排 出 量	7,800 t	481 t
① 現状	<p>(これまでに実施した取組) 予定搬入が大幅に増えたことにより、排出目標数値との乖離が大きくなつた。 プラ素材の選別は、概ね良好である。</p>		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥
	排 出 量	7,700 t	510 t
	<p>(今後実施する予定の取組) 設備更新を実施済み。 歩留まりアップによる処理量から発生する廃棄物の割合を削減する。</p>		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ポリエチレンとポリプロピレンを主に選別回収した。
③ 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまで回収してきた品目に加え、落札自治体の特性にあった回収をし、廃棄物の削減に取り組む。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) これまでに、自社で産業廃棄物の再生利用を行ったことはない。		
【目標】			
② 計画	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き自社で産業廃棄物の再生利用する予定はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) これまでに、自社で産業廃棄物の中間処理を行ったことはない。			
【目標】			
② 計画	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 引き続き自社で産業廃棄物の中間処理する予定はない。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) これまでに、自社で産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはない。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 引き続き埋立処分又は海洋投入処分する予定はない。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥
	全処理委託量	7,800 t	481 t
優良認定処理業者への処理委託量			
7,386 t			
再生利用業者への処理委託量			
7,147 t			
認定熱回収業者への処理委託量			
653 t			
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			
0 t			
(これまでに実施した取組) 今後も廃プラスチック類については、優良認定業者、再生利用委託業者を中心に処理を委託していく。			

【目標】			
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥
② 計画	全処理委託量	7,800 t	510 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	7,400 t	390 t
	再生利用業者への 処理委託量	7,107 t	360 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	462 t	150 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	231 t	100 t
(今後実施する予定の取組) 品質と廃棄物の増減は、相反する課題であるが、設備更新後の品質と廃棄物発生量の推移に変化が伴なうか検証していく。			
※事務処理欄			

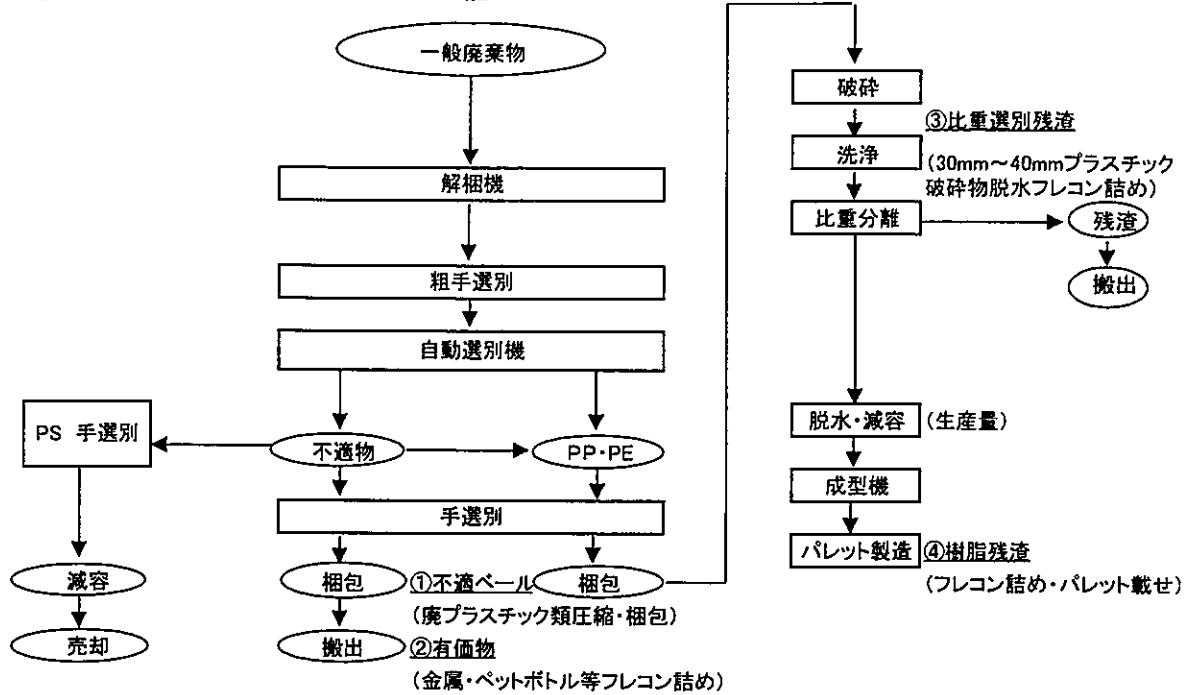
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八

別紙1

当該事業場において現に行っている事業に関する事項
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程



注1. 作業の工程、製造品ごとに工程図を作成し、各段階で発生する廃棄物(一般廃棄物を含む。)を性状がわかるように具体的に記入すること。

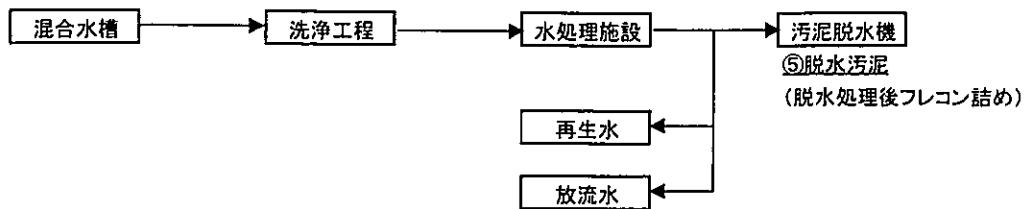
注2. 発生する廃棄物には番号を付け、産業廃棄物にはアンダーラインを付けること。また、5(1)廃棄物処理実績総括表、別表1、別表2、5(2)産業廃棄物処理実績フローの廃棄物の番号と連動させること。

注3. この表のほか、5(1)廃棄物処理実績総括表、別表1、別表2については一般廃棄物についても記載してください。

様式第二号の八

当該事業場において現に行っている事業に関する事項
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程

別紙2



- 注1. 作業の工程、製造品ごとに工程図を作成し、各段階で発生する廃棄物(一般廃棄物を含む。)を性状がわかるように具体的に記入すること。
- 注2. 発生する廃棄物には番号を付け、産業廃棄物にはアンダーラインを付けること。また、5(1)廃棄物処理実績総括表、別表1、別表2、5(2)産業廃棄物処理実績フローの廃棄物の番号と連動させること。
- 注3. この表のほか、5(1)廃棄物処理実績総括表、別表1、別表2については一般廃棄物についても記載してください。

様式第二号の八
産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
廃棄物管理組織・体制

別紙3

管理組織責任者	所属		職 代表取締役		
廃棄物担当組織名	組織名 総務	廃棄物担当組織人数	4人		
	電話番号 0439-80-1555				
	名 称	リ・パレット株式会社より発生する廃棄物の処理計画			
処理計画組織規定	概 要	処理計画総括責任者を、本部長とする。 処理計画について総括する。 処理計画責任者を、工場長とする。 処理計画の作成、進捗状況の把握、実績等の評価を総合的に判断する。 処理計画実施者は、再生処理課長とし施設の適正管理と廃棄物の減量に努める。 総務担当は、産業廃棄物の排出実績及びマニフェストの管理を行う。			
	情報管理方法	収集運搬 中間処理委託 ①許可証の確認 ②契約内容の確認 ①許可証の確認 ②契約内容の確認 ③現地処理状況の確認			
産業廃棄物対策組織図					
<pre> graph TD A[経営責任者 代表取締役] --> B[処理計画 総括責任者 本部長] B --> C[処理計画責任者 工場長] C --> D[産業廃棄物処理実績 及びマニフェスト 管理担当] C --> E[処理計画実施者 再生処理課長] </pre>					

- 備考1. 処理計画組織規定の概要では、経営責任者、処理計画総括責任者、処理計画作成機関、処理計画への関与、権限、責任範囲等を明確にする。
- 備考2. 処理計画組織規定の情報管理方法には、廃棄物処理実態の把握方法、保管・委託に関する情報管理をどのように実施しているかを示す。